

説明

市長は、市の代表者としてこの条例を遵守し、誠実かつ公平に市政を運営しなければなりませんし、市職員を適切に指揮監督して効率的な組織運営に努めなければなりません。

市職員は、法律や条例に従って職務に当たり、そのために必要となる知識や技術の向上に努めなければならないことはいうまでもありません。また、一市民としてまちづくりや地域活動に積極的に参加するよう心がける必要があります。



第8章 住民投票

(住民投票)

第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

説明

市の行政へ住民の意思を反映させる手段は、選ばれた代表である市議会議員や市長がその中心的な役割を果たします。しかし、住民の意向をより適切に反映させ、この「代表民主制」を補完するために、条例は、住民の投票によりその意思を直接表明する「直接民主制」的な方法を規定しています。

条例では、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、この住民投票を行うことができることを定めています。これは、市議会議員か市長の提案、あるいは住民の直接請求により、その都度議会の議決を経て行うこととしていますから、住民投票の対象とする課題とそのやりかたについては、その都度、市議会で決まります。

第1項及び第3項では、住民の意思を確認する必要が生じた事案ごとに、投票に参加できる者の範囲等、実施に関し必要な事項について住民投票条例を制定し、住民投票を実施することを定めています。住民投票に関する条例の制定請求、発議については地方自治法に定めるところによります。

「市政に係る特に重要な事項」とは、合併や行政区域の変更などの市町村の基礎的条件に関する事項や、大規模公共施設の設置、廃止という特定の重大な施策などをいいます。



第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。

説明

市民、市議会及び市長はこの条例の見直しをする権限があります。そして、市議会及び市長には、この権限を行使し、自治の基本原則に基づき、市民主体のまちづくりが行われ、市政運営が行われるようにする責務があります。このために、「条例の見直しを行います。」と規定しています。

「社会の変化」とは、地方制度の変更などをいいます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します